

## 陪審員，参審員に対する手当，補償

### アメリカ合衆国

日当，旅費を支給。日当額は法域によって異なるが，1日2～50ドル（240～6,000円）。連邦は40ドル（4,800円）。

（注）なお，本業との関係で，雇用主が一定期間賃金を支給する義務を法律で定めている州（マサチューセッツ州など）や，陪審員の義務を履行するための休職を理由として解雇し得ないとの条項を設けている州（ペンシルベニア州など）がある。

### イギリス

日当，旅費を支給。日当額は1日2～71ポンド（400～14,200円）。拘束時間や宿泊を伴うかなどによって，単価が変わってくる。雇用主による賃金カットの証明書がある場合には損失補償（数段階の定額制）あり。

### ドイツ

時間的拘束に対する補償，旅費，経費（食事代，ベビーシッター代など）を支給。拘束に対する補償額は，出頭者全員に対し1時間4ユーロ（520円）を支給。それに加えて，参審員として裁判所にとどまっていた時間に通常得られたであろう所得がある場合には，最高額で1時間16ユーロ（2,080円）を限度として補償。

### フランス

日当，旅費を支給。日当額は最低賃金に準拠（95年の報告では，1日324フラン（4,860円））。雇用主による給与の支給停止の証明書がある場合には所得補償の制度がある。

所得補償は，逸失給与額ではなく，最低賃金によって算出された額によって定まる。

### 日本・検察審査員

日当，旅費を支給。日当額は1日8,200円以内。